

埼玉県公立特別支援学校5年経験者研修実施運営委員会設置要綱

埼玉県教育委員会

(目的)

第1条 特別支援学校5年経験者研修を効果的に実施するため、埼玉県公立特別支援学校5年経験者研修実施運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、別表Ⅰに掲げる基準により委員6名をもって組織する。

2 委員会には、委員長、副委員長を置く。

(1) 委員長は、特別支援学校長会代表をもって充てる。

(2) 副委員長は、特別支援学校副校長・教頭会代表をもって充てる。

(会議)

第3条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

(所掌事務)

第5条 委員会は5年経験者研修実施要項の作成及び事業の推進・運営に当たる。

(幹事会)

第6条 委員会に、会議事項をあらかじめ整理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表Ⅱに掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会は、県立総合教育センター主任指導主事相当職（特別支援教育担当）が招集し、主宰する。

(事務局)

第7条 事務局は幹事をもって構成し、庶務をつかさどる。

2 事務局は、県立総合教育センターに置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

- (1) この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- (2) この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（委員）

職 名 等	人 数
特別支援学校長代表1名、特別支援学校副校長・教頭会代表1名	6 名
特別支援学校長代表、特別支援学校副校長・教頭会代表の在籍校の障害種以外の代表4名	

別表Ⅱ（幹事）

職 名 等	人 数
県教育局県立学校部特別支援教育課指導主事1名	6 名
県立総合教育センター主任指導主事相当職1名	
県立総合教育センター指導主事（5年経験者研修担当）4名	